

菰野町低入札価格調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、菰野町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに建設工事に関連する測量、調査及び設計業務をいう。以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2第2項の規定に基づき、落札者を決定するために行う調査（以下「低入札価格調査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この告示の対象となる工事は、令第167条の10の2に規定する総合評価方式により競争入札に付す工事とする。ただし、それ以外の工事であっても制度の適用が必要と判断した場合は、菰野町競争入札参加資格審査会要綱（平成13年要綱第7号）に規定する菰野町競争入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）に諮り対象とすることができるものとする。

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査を適用する基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、菰野町契約規則（平成18年規則第7号）第7条第1項に規定する最低制限価格の設定の方法により算出した額とする。

(失格基準価格)

第4条 失格基準価格とは、調査基準価格を下回った場合において、契約の内容に適合した履行がされないと判断される価格をいい、失格基準価格を下回る入札については、低入札価格調査を実施せず失格とする。

2 失格基準価格は、次に掲げる式で得られた額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、各費目の算定対象は調査基準価格の算定対象と同様とする。

$$\text{失格基準価格} = \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55$$

(入札者への周知)

第5条 町長は、対象工事の入札公告又は指名通知の際に、下記の事項を記載するものとする。

- (1) この告示の適用があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法
- (3) 調査基準価格及び失格基準価格を設定していること。

(4) 調査基準価格を下回った入札を行った者（以下「低入札者」という。）は、落札候補者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(5) 低入札者は、資料の提出及び事情聴取に協力すべきこと。

(6) 調査基準価格を下回って契約する場合は、次の事項の適用があること。

ア 契約保証金を契約金額の10分の3以上とすること。

イ 前金払の限度額を契約金額の10分の1とすること。

ウ 第11条に規定する専任の担当技術者を追加して定め工事現場に配置すること。

(入札の執行)

第6条 開札の結果、低入札者が落札候補者となった場合には、落札の決定を保留するものとする。

2 前項において、当該低入札者が入札時に低入札価格調査辞退届（様式第1号。以下「辞退届」という。）を提出した場合は、当該低入札者がした入札を無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が町にとって最も有利なものをもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とする。

(低入札価格調査の実施)

第7条 前条の入札が行われた場合、当該工事担当課長及び契約担当課長は、速やかに低入札価格調査を行うものとする。

2 落札候補者から入札時に提出された工事費内訳書について、別記に定める判断基準に基づき、事前調査を行う。

3 前項の規定による事前調査の結果、判断基準を満たしている場合は、「菰野町低入札価格調査マニュアル（以下「低入マニュアル」という。）」に基づき、次の各号の内容の調査を行う。

(1) 当該価格で入札した理由

(2) 入札金額の積算内訳

(3) 下請業者計画

(4) 建設副産物の処分計画

(5) 手持工事の状況

(6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連

(7) 手持資材の状況

(8) 資材購入先との関係

(9) 手持機械数の状況

(10) 労務者の確保計画及び配置計画

(11) 過去に施工した公共工事名及び発注者の状況

(12) 公告又は指名通知において周知した事項

(13) その他必要な事項

4 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、その者は失格とし、次順位者を落札候補者とする。

(調査結果の報告)

第8条 契約担当課長は、前条の規定による調査を行った結果を、審査会に諮るものとする。

(審査会の審査)

第9条 審査会は、前条の規定により契約担当課長から調査結果の報告があったときは、必要な審査を行うものとする。ただし、第4条又は第7条の規定により失格とした場合は、審査会への報告により審査に代えることができる。

(審査会の審査に基づく落札者の決定等)

第10条 町長は、審査会の審査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、落札候補者を落札者として決定する。

2 町長は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、次順位者を落札者とする。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、当該次順位者について改めて低入札価格調査を行うものとする。

3 前項の規定により、落札候補者を落札者としなないことを決定したときは、落札者としなない理由を付して通知するものとする。

(専任の担当技術者)

第11条 調査基準価格を下回る額で契約をする場合は、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）のほかに、低入札価格調査の資料提出時に専任の担当技術者1名を追加して定め、契約時に配置するものとする。ただし、工場製作期間がある場合は、現地で施工する期間に配置するものとする。

2 前項に規定する専任の担当技術者は、次の条件を満たすこととする。

(1) 低入札価格調査の資料提出時において、入札参加要件として主任技術者等に求める資格、施工実績を有していること。なお、特定建設工事共同企業体にあつては、代表者の主任技術者等に求める入札に参加する要件を満足していること。

(2) 低入札価格調査の資料提出時において、直接的かつ6か月以上の恒常的な雇用関係を有すること。

(3) 当該入札の低入札価格調査の資料提出時に配置できる状況にあること。ただし、議会の議決に付すべき契約である工事においては、本契約時に配置できる状況にあることとし、低入札価格調査の資料提出時において他の工事に従事している場合は、低入札価格調査の資料提出時に誓約書を提出させること。

(4) 前号に規定する他の工事に従事している場合とは、その工事の契約工期末日又は完成検査の合格日のいずれか早い日を経過していないことをいうものとする。また、工場製作期間があり現場が工場から現地へ移行する場合には、その時点で配置できる状況にあることとし、低入札価格調査の資料提出時に誓約書を提出させること。

3 共同企業体における専任の担当技術者は1名とし、その者の所属は代表者又は構成員の別を問わないものとする。

4 専任の担当技術者は、現場代理人との兼務は認められないものとする。

5 低入札価格調査の資料提出後における専任の担当技術者の変更は、三重県公共工事共通仕様書に規定する監理技術者等の変更に関する取扱いと同様とする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別記（第7条関係）

内訳等の検討に係る判断基準について

1. 基本的判断基準

(1) 入札価格が失格基準価格（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下同じ。）以上であること。

(2) 発注者が指定した日時までに、低入マニュアルの提出書類一覧に定める調査資料が提出されていること。

(3) 専任の担当技術者を配置できることが確認できること。なお、専任の担当技術者を配置することができない旨の申出があった場合は、この基準を満たさないものとして取り扱うこととし、必ず書面によりその旨を提出させることとする。

(4) 応札は適正な見積りに基づく公正な価格競争結果であること。

(5) 応札者は調査に際し誠実で協力的であること。

(6) 下請業者からの見積りが適正に反映され、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せのおそれ

がないこと、直接工事費や現場管理費に従業員手当等が適正に計上され、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。

- (7) 工事の確実な履行を確保するため、企業の健全な経営に悪影響を及ぼす見積り（赤字を前提とした見積り等）でないこと。

2. 見積内訳書の判断基準

見積内訳書とは、設計内訳表、明細表、単価表、施工単価表、運転単価表等を指す。なお、設計内訳書は、入札時に提出された工事費内訳書と整合が取れているものとする。ただし、建築工事については、工事仕様書の内訳、種目別内訳、科目別内訳、及び細目別内訳を指す。

- (1) 入札時に提出された工事費内訳書において、下表の全ての費目について、発注者の設計金額に下表の率を乗じた価格以上であること。なお、端数処理は、対象額にそれぞれの率を乗じた値の1円未満を切り捨てるものとする。

	材料費・機器単 体費・機器費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
土木工事	—	0.95	0.90	0.80	0.55
建築工事	—	0.935	0.90	0.80	0.55
電気・通信・機 械設備工	0.875	0.95	0.90	(現場管理費 + 機器間接費) × 0.80	0.55
下水道機械設 備工事及び下 水道電気・通信 設備工事	0.875	0.95	0.90	(設計技術費 + 現場管理費 + 据付間接費) × 0.80	0.55
上記以外	—	95%	0.90	0.80	0.55

※上記各費目の算定対象は調査基準価格の算定対象と同様とする。

- (2) 設計内訳表及び明細表に記載された数量が、発注者の明示する数量を満足していること。

なお、発注者が単価表の提出を求める場合には、単価表の数量が発注者の明示する数量を満足していること。ただし、建築工事については数量の妥当性が確認できればこの限りでない。

- (3) 設計内訳表及び明細表に記載された、単価及び金額の計算の整合性がとれていること。(違算は認めない。ただし、金額に影響がない誤記はこの限りでない。) なお、発注者が単価表、

施工単価表、運転単価表等の提出を求める場合には、設計内訳表及び明細表に加えて、単価表、施工単価表及び運転単価表においても、単価及び金額の計算の整合性がとれていること。（違算は認めない。ただし、金額に影響がない誤記はこの限りでない。）

（４） 総合評価の技術提案にかかる数量、単価及び金額が、見積内訳書に適正に計上されていること。この場合において、技術提案に係る項目を追加する等、発注者が明示した見積内訳書と名称及び数量が異なってもかまわない。

（５） 設計内訳表における千円未満の端数処理については認めることとし、端数処理の箇所については問わない。（設計内訳表以外の端数処理は認めない。）ただし、建築工事については見積内訳書における千円未満の端数処理は認めることとする。

（６） 材料・製品は、設計仕様を満足する品質・規格を有すること。

（７） 材料単価は、適正な取引価格に基づくものであること。

（８） 労務単価、作業能力、機械運転経費等は、適正に計上されていること。

（９） 建設廃棄物は、適正な搬出先及び適正な処理費用が計上されていること。

※ 建築工事に付随する設備工事の判断基準は、建築工事に準じるものとする。

3. 判断基準の適用について

（１） １．基本的判断基準の（１）又は２．見積内訳書の判断基準の（１）を満足しない場合は失格とする。

（２） １．基本的判断基準の（１）及び２．見積内訳書の判断基準（１）の全てを満足する場合、低入マニュアルに基づく調査を行い、１．基本的判断基準及び２．見積内訳書の判断基準を１つでも満足しない場合は失格とする。

年 月 日

菰野町長 宛

入札者

住所

会社名

代表者氏名

印

（電子入札システムでの提出は押印不要）

低入札価格調査辞退届

次の工事に係る入札について、入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査を辞退することを届け出ます。なお、このことにより入札が無効となることについて、異議はありません。

記

1. 公告番号：

2. 工事名：